

TPPの商取引への影響

—— 通商ルールの現代化に係る諸問題 ——

大澤 浩

一般社団法人情報サービス産業協会パブリックポリシー委員会 通商政策担当

I はじめに

私は、昨年11月8日に開催されたシンポジウム「TPPの商取引への影響」にパネリストとして登壇して、「ICT関連ビジネス等の発展と通商ルールの現代化等に係る諸問題 - TPPアトランタ閣僚会議合意（10月4日）後の一部正式公開情報に基づく簡易アセスメントと期待」と題する説明を行った。本稿は、その当時の内容の抜粋と本年1月末時点までの政府によるTPP協定の情報公開などを踏まえた通商ルールの現代化に係る主な論点について、TPP協定の投資、サービス、電子商取引といった各交渉分野との関係から概説する。

II 国際的なビジネス展開の立場から通商交渉に望むこと

1 「20世紀から続く要望」と「21世紀になってからの新しい要望」

通商ルールの整備に関する産業界からの要望は、「20世紀から続く要望」と「21世紀になってからの新しい要望」の二つに分けて考えることができる。まず、「20世紀から続く要望」として、例えば1999年の経団連意見書「サービス貿易自由化交渉の課題」では、市場アクセス分野として、①外国資本出資比率制限、②役員、従業員の国籍・居住要件、

③国外への送金規制、④技術移転等のパフォーマンス要求、⑤資材、サービスの国内調達義務、⑥法制度の不備、不透明性、恣意的運用、突然の変更、⑦免許要件などの手続きの不透明、⑧不動産取得制限等を取りあげている。さらにルール分野では、「サービス貿易においては、セーフガード、政府調達、補助金、アンチ・ダンピング等、モノの貿易の分野において確立されている貿易ルールは未整備」という基本認識のもとに、①二つの分類問題 - a) 旧態依然とした産業分類コード（CPC）と4つのモード別の分け方を基本とするGATS自由化約束表の在り方が現代のビジネス実態にそぐわない、b) デジタル経済化の進展によって、GATTモノかGATSサービスかといった新たな問題の登場、②モード3と投資の規定との重複、モード4の規定のありかた、③市場アクセス自由化約束（GATS16条）とセーフガード措置の関係、④国内規制（GATS6条）、透明性（同3条）と規律の強化、⑤附属文書や参照文書<テレコム、金融>の活用、⑥電子商取引についての新たなルールづくり、⑦国境をこえる電子的取引における関税不賦課等を取りあげている。こうしたルール分野での①から⑥の要望項目は、所謂WTOビルトインアジェンダとしてのサービス交渉やGATSの現代化といった大きな論点に繋がっている。

次に「21世紀になってからの新しい要望」について実際のビジネス現場で直面している

問題を例示してみると、①自国産業育成のために自国産製品を優遇する制度の導入、②自国産品の普及を目指した独自の基準認証制度の創設、③ICTサービスをその国で展開する際のビジネスリソースの現地化要求（所謂 Forced Localization Measures: 例えばサーバーの現地拠点設置や関連するハードウェアやソフトウェアや要員などの現地調達化やデータの現地保管など）、④クラウドコンピューティングの発展に伴う新たな課題（例えば、プライバシー、セキュリティ、知的財産、コンテンツ規制、情報の自由な流通など）があげられる。これらは、グローバルビジネスのダイナミックな発展を推進する立場からすると、貿易投資促進の阻害要因や新たな保護貿易主義的措置の蔓延といった懸念といえる。一方当該国においては、こうした措置は安全保障、先端産業育成、個人情報保護といった公共政策目的達成に係る国内政策の一環として位置づけられている。この両者の立場をバランスよく両立させビジネスをスムーズに展開するにはどうしたらいいのかということが、21世紀における通商ルール整備要望の要諦と考える。言い換えると、従来の国境措置による規制の在り方中心の通商交渉から国内の規制ありかた（透明性の確保、国際的な調和の促進、貿易投資促進の阻害要因になっていないか、経済政策や産業政策として妥当か、といった様々な視点を含む）に交渉の重点がシフトしているのが産業界要望である。このことは、国内の様々な法制度やルールのありかたが国際的な経済社会活動と何らかの形でリンクし、通商交渉の対象として考えられるようになったことを意味する。その結果、通商交渉の在り方は従来以上に幅広くまた複眼的で複雑なアプローチが必要になってきている。

2 TPP交渉に対する経団連と日本商工会議所からの要望

上記1の背景を踏まえて、TPP交渉に日本が参画するに際して2013年に産業界から政府に要望書を提出している。その内容の公開分については、TPP政府対策本部のサイトに掲載されている。そこで、ルール整備に関連する1)「投資」、2)「サービス」、3)「電子商取引」と「ICTサービス」、の3分野を取り上げて、経団連と日本商工会議所の要望（公開分）を抜粋して以下に紹介する。

(1) 投資

＜経団連＞ 「質の高い投資ルールを整備すべきである。具体的には、以下に示すような事項を規定すべきである。①対象：投資家により直接あるいは間接に所有・支配されている全ての種類の資産を広く対象。②保護：投資後の内国民待遇・最恵国待遇、公正衡平待遇義務、収用の制限と適切な補償、送金の自由、政府が外国企業に負った約束の遵守（アンブレラ条項）、法令の公表等による透明性の確保などを確実に担保。③自由化：投資前の内国民待遇・最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止など。④紛争解決手続：質の高い紛争解決手続（協定上の義務違反を広く対象とし、投資家対国家の紛争解決条項を含む制度）を設けるべき。（また①から④に加えて）投資先国政府によるロイヤリティ料率や海外送金額に対する上限設定を禁止するルールを導入すべきである。」

＜日本商工会議所＞ 「外国投資は、雇用を促進し、投資受入れ国の経済発展を促進する。中小企業の海外展開を促進するためにも、投資財産保護措置のみならず、投資の自由化と円滑化を促進する措置、ならびに紛争処理手続を含む高いレベルのルールを定めるべきである。①規定すべき項目：投資許可前及び

投資後の最恵国待遇及び内国民待遇、透明性、公正かつ衡平な待遇とアンブレラ条項、特定措置の履行要求の禁止、収用と補償、争乱からの保護、送金（資金の移転）の自由、信用秩序維持措置、利益否認、請求代位権について明確に規定すべきである。なお、最恵国待遇および内国民待遇は国内裁判を受ける権利および税制に関しても適用されるべきである。

②特定措置の履行要求の禁止：特定措置の履行要求に関しては、次のものを禁止すべきである：輸出要求、ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求、輸出入均衡要求、為替制限を通じた貿易制限措置、国内販売制限、輸出制限、技術移転要求、研究開発要求、拠点設置要求、自国民雇用要求、特定地域供給要求、役員の国籍要求。

③投資家対国家の紛争解決手続：我が国がこれまでに締結したEPAと同様、TPPにおいても投資家対国家の紛争解決手続（ISDS）を定めるべきである。投資受入国の裁判制度では公正な判断が期待しにくい場合、投資家は仲裁制度を選択することが可能になる。また、ISDS規定が存在することで投資受入国政府による不合理な規制・措置の導入を抑止できる。なお、濫訴を防ぐため、公正・衡平待遇義務違反により投資受入国を訴えることができるのは、企業に対する具体的な措置に恣意的、不透明または差別的な色彩があった場合に限定することが必要である。

④知的財産権：協定で保護される知的財産権について、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）をはじめ、各国が加盟する知的財産権に関する国際協定において保護される知的財産権を対象とすることを明確に規定すべきである。また、それらの知的財産権の確保および活用が、実質的に他国の企業にとって不利となるような制度を禁止し、各国間での制度の調和が図ら

れることを要望する。

⑤租税条約：我が国は、TPP交渉参加国の中で、チリ、ペルーとの間では租税条約を締結していない。二重課税を回避するため、包括的な租税条約締結に向け交渉を開始し、早期に条約が締結されることを要望する。また、既に締結されている租税条約について、必要に応じ見直すことが必要である。」

(2) 越境サービス

＜経団連＞ 「サービス貿易新協定の動向を踏まえつつ、高いレベルの自由化を推進する必要がある。具体的には、ルールに関して、無差別原則や数量規制（提供者や取引額、サービス総産出量、外国資本の参加制限、形態制限等）の禁止、関連措置の透明性確保、現地拠点設置要求の禁止などを規定すべきである。市場アクセス、内国民待遇の義務について、ネガティブ・リスト方式を採用すべきである。」

＜日本商工会議所＞ 「サービスの自由化は経済を効率化し、対内直接投資の増大や雇用の増加を通じ経済成長に貢献する。特に、製造業に関連するサービス産業（通信、流通、金融、運送、コンピュータ関連、機器の保守・修理など）の自由化は、迅速で効率的なサプライチェーンを構築する上で重要である。また、サービス分野の中小企業においても海外展開に対する関心が高まっており、サービス分野における高いレベルの自由化とルール整備が望まれる。具体的には、WTOのサービス貿易に関する一般協定（GATS）を上回る内容となるよう、ネガティブ・リスト方式を採用し、無差別原則（最恵国待遇、内国民待遇）、市場アクセスに関する制限の禁止、国内規制に対する透明性確保、自由化の後退を防ぐ措置などのルールを規定すべきである。」

(3) 電子商取引とICTサービス

＜経団連＞ 「インターネットを通じたサービスの今後の発展に資するよう、クラウドコンピューティングを利用したビジネスなど、新しいモデルのサービスの普及にむけてその阻害要因を取り除くべきである。また、サービスの内容の定義や分類をめぐる議論を惹起しないためにも、ネガティブ・リスト方式を採用すべきである。データ、コンテンツの国境を越えた円滑な流通のためのルールを整備すべきである。具体的には、電子送信・コンテンツに対する関税不賦課の恒久化、デジタル製品・コンテンツに対する無差別待遇、個人/利用者データやプライバシーの保護とデータの円滑な流通のバランスの確保、情報セキュリティの確保を含めた制度設計などについて規定すべきである。」

＜日本商工会議所＞ 「電子商取引は、情報通信端末の発達や普及に伴い、急速に拡大している。店舗を開設する必要が無く、少ない資金で開業できることから、中小企業においても海外市場に進出する手段として利用が拡大している。また、消費者にとっても時間や場所を選ばずに低価格で商品の購入が可能である。電子商取引の利用環境を整備するため、ルール整備が急務となっている。①無差別原則：デジタル製品に対して、創作や生産の場所、および著作者の国籍に基づいて他の同種のデジタル製品に比べて不利でない待遇を与えることを原則として明確にすべき。②関税不賦課のルール化：電子商取引を促進する観点から、電子的に取引されるデジタル製品（コンピュータ・プログラム、図案、動画、録音物など）に対する関税不賦課をルール化すべきである。③国境を越える自由な情報流通：サービス提供者および利用者が、情報を電子的な形で国境を越えて自由に移転するこ

と、および他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを可能にするべきである。④現地のインフラ利用要求及び拠点設置要求の禁止：電子商取引によるサービス提供の条件として国内のインフラの利用や拠点設置を求めること禁止すべきである。⑤現状維持義務：国際的な合意や協定締約国間における合意なしに保護主義的な規制・措置を導入しないことをルール化すべき。⑥国内規制：ビジネス上の契約、送金、税制、競争政策などを含めた国内規制の透明性の確保をルール化するとともに、規制の国際的な調和化を促進することが必要である。⑦新たな課題への対応：電子商取引の健全な発展を促進するため、プライバシー、セキュリティ、消費者保護、電子認証、電子証明、電子決済、紛争解決などの重要な課題に関し、ルールを定める必要がある。ICTサービス：技術革新に伴い新たなサービスが出現するICTサービスについて、協定において定義、範囲、内容を定めることが必要である。また、ビジネスの実態に合わせ、市場アクセスとルールについて、随時見直すことを定めるとともに、新たな政策課題について随時検討できるようにすべきである。」

3 「ICT関連サービス通商交渉に関する基本的立場—12の優先課題」（情報サービス産業協会）とTPP交渉

情報サービス産業協会では、2013年8月に表題の意見書（日本語と英語）を公表して先に紹介した経団連や日本商工会議所の要望と連携して内外関係機関に建議した。12の課題とは、①クラウドコンピューティング、サービス分野の貿易自由化、②無差別原則や自由化規律の扱いの確認、③「新たな貿易課題」への対応、④ICTサービスとICTエンハ

ンスド (Enable) サービスについての新たな規定、⑤電子商取引関連のカバーする範囲と努力義務規定の見直し、⑥過度なパフォーマンス要求の禁止、⑦サービス提供者責任の免責等、⑧IPR (知的財産権) に関する権利調整等、⑨国境を越えたデータの移動、越境サービス、電気通信、投資についての統一ルール明確化等、⑩個人情報保護、データ保護ルール、セキュリティ関連ルールの整備、⑪PE課税、外国法人課税等国際租税制度の整備(所得税の重複課税回避)、⑫基準・認証、標準などのルールについて (できるだけ国際標準を使うこととし非関税障壁となるようなその国独自のルールなどを設けたり運用したりしない)、である。これらは、TPP協定の投資、越境サービス、金融サービス、電気通信サービス、電子商取引、知的財産、TBT、規制の整合性といった各分野の交渉と深く関係している。

4 TPP協定アトランタ閣僚会議合意 (10月) について

11月8日のシンポジウムでは、10月合意後に公表された合意内容の概要資料に加えて、11月5日に英文での協定内容全文(暫定版)がタイムリーにも公表されるという幸運に恵まれたので、私は上記2と3で紹介した産業界からの要望事項が今回の合意内容でどのように扱われているかを緊急にアセスメントし、産業界要望のいくつかはTPP協定合意内容になんらかの形で盛り込まれているとした検討内容の一端を説明した。その後、私は産業界要望の実現具合の検討や今後のビジネス戦略立案に資するTPP協定の活用についての整理した内容を情報サービス産業協会会員にフィードバックするために、TPP協定の投資章、サービス章、電子商取引章等に係

る19項目の質問書を政府に提出している。これに対する政府からの回答と懇談は2月に予定されている。昨年11月以降に政府による協定内容の情報公開が暫時進んでいること、政府とのやりとりや懇談等の機会をへて今後さらに分析検討が進むこと、を勘案した結果、本稿では11月時点での私のアセスメント内容の記述を再掲することを控えるのが妥当と考えている。私のアセスメント内容については、さらに検討と整理が進んだ段階で、次の機会に述べることにしたい。なお来る2月4日にTPP協定署名式がニュージーランドで開催されるので、この署名式が終わり次第TPP協定全文の確定版テキストの公表があると考えられる。

Ⅲ ビジネス上の電子商取引における法的論点とTPP協定上の電子商取引章

Ⅱではクラウドコンピューティング全般に係る論点についていくつか紹介しているが、このⅢではクラウドコンピューティングを使った実ビジネス上の電子商取引での具体的なケースに絞った論点を紹介する。その後、こうした論点がTPP協定の電子商取引章の規定でどのように扱われているかを概観する。

1 ビジネス上の電子商取引における法的論点

本件の実務的なガイドラインとしては、経済産業省がだしている「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が第一にあげられる。そこでは、まず全体を4つのカテゴリー、「①電子商取引に関する論点」、「②インターネット上の情報の揭示・利用等に関する論点」、「③情報財の取引等に関する論点」、「④国境を越

えた取引等に関する論点」に分けて解説している。各4つのカテゴリーで解説している代表的な問題事例の法律的論点を抜粋すると、例えば①では、オンライン契約の申し込みと承諾、なりすまし、ネットショッピングモール運営者の責任といった9項目、②では、サービス提供事業者の責任、ウェブ上の広告、個人情報の取得、著作権といった10項目、③では、ライセンス契約、ベンダーが負うプログラムの担保責任、サービスレベルアグリーメント (SLA)、ソフトウェア特許権、データベース情報の扱い、デジタルコンテンツといった12項目、④では、国際裁判管轄、消費者保護、生産物責任、国境を越えた商標権行使といった6項目、である。このガイドラインで例示している計37項目の事例数は、今後のビジネスの発展とともにさらに増えていくと考える。また国境を越えたビジネスのやりとりが普及するにつれて、こうした国内のルールの在り方は国際的なルールの在り方と密接につながりを持ち、相互に依存するあるいは調和させる、といった方向に進むと考える。

インターネット、クラウドコンピューティング、電子商取引等の実務を法律的な論点から解説した書物もいろいろと出版されている。上記経済産業省ガイドラインの4つのカテゴリーといった切り口とは別に、私なりにいくつかの書物で取り上げている事例を整理すると、当面重点的に取り組む必要があるのは、a) セキュリティ、b) 個人情報保護、c) 知的財産権、d) サービス事業者や利用者の責任、e) 決済などの金融面と消費税等の税制面、f) 経済社会の基盤インフラとしての位置づけ、g) ビジネスの発展を促しそれに見合う法制度の整備、h) 法制度や運用面の国際的調和、の大きな8分野にまとめられ

ると認識している。こうした問題点の事例を踏まえてⅡで紹介した通商交渉に望む産業界要望の内容につながっている。

2 TPP協定の電子商取引章

電子商取引章はTPP協定の第14章に規定されていて、以下の18条から構成されている。本稿の英文は昨年11月公表のテキスト、日本語は本年1月に政府が公表した暫定仮訳から抜粋して次に列挙している。

- 1条 Definitions 定義
- 2条 Scope and General Provisions 適用範囲及び一般規定
- 3条 Customs Duties 関税
- 4条 Non Discriminatory Treatment of Digital Products デジタルプロダクトの無差別待遇
- 5条 Domestic Electronic Transactions Framework 国内の電子的な取引の枠組み
- 6条 Electronic Authentication and Electronic Signatures 電子認証及び電子署名
- 7条 Online Consumer Protection オンラインの消費者の保護
- 8条 Personal Information Protection 個人情報の保護
- 9条 Paperless Trading 貿易に係る文書の電子化
- 10条 Principles on Access and Use of the Internet for Electronic Commerce 電子商取引のためのインターネットへの接続およびインターネットの利用に関する原則
- 11条 Cross-Border Transfer of Information by Electronic Means 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 12条 Internet Interconnections Charge Sharing インターネットの相互接続料の分担
- 13条 Location of Computing Facilities コンピュータ関連設備の設置
- 14条 Unsolicited Commercial Electronic Message 要求されていない商業上の電子メッセージ
- 15条 Cooperation 協力
- 16条 Cooperation on Cyber Security Matters サイバーセキュリティに係る事項に関する協力
- 17条 Source Code ソースコード
- 18条 Dispute Settlement 紛争解決

この18の条文の表題と本稿で既述したⅡの産業界要望やⅢ 1で提示した論点とを比べてみると、類似した記述が散見していることがわかる。そこで、産業界が要望している論点のいくつかはこの18条の条文のなかでなにかしかりあげられていることは容易に推察できる。TPP協定の本文では、基本的に大きな枠組みを規定している。そこで実務に即した法制度やルールを具体化して協定内容の実効性をあげていくには、協定加盟国における着実なインプリメンテーションが必要になる。

3 TPP協定の今後のインプリメンテーション

TPP協定の署名式が来る2月4日にニュージーランドで執り行われると、TPP協定加盟各国は批准に向けた国内手続きにはいる。各国の批准が進めばその後発効の運びになるので多くの関係者にとってはいつ発効になるかに関心が集中しがちである。こうした批准と発効の件とあわせて、産業界からの通商ルール整備に関する要望を着実に具体化させると

いう観点から、私はインプリメンテーションとしての以下のような継続的な取り組みが官民、内外ともに重要と考える。このことは、言うまでもなくⅢで例示した電子商取引章のみならず、Ⅱで概説したように投資、サービス、知的財産などTPP協定の多くの章の規定に共通してあてはまる。継続的な取り組みのステップとしては、(a)TPP協定の条文の記述内容の理解と解釈についての共通認識、(i)TPP協定発効によって必要となる現行の国内法制度やルールの変更についての検討、また同様に各国の法制度やルールについての検討、(ii)産業界要望のなかでなにかどのように協定の合意のなかで盛り込まれているのか、また何がまだ協定に含まれていないのかの区分け、(iii)産業界要望で盛り込まれた事項についての内外における着実な実施にむけた取り組み、(iv)産業界要望で盛り込まれていない事項については、今後のTPP協定内容改定交渉やほかの通商交渉の場（例えば日EU、TTIP、TiSAといった交渉）での実現を目指す働きかけ、(v)TPP協定やほかの通商交渉の発効やインプリメンテーションのタイムラインとビジネス活動との関係性の整理、といった6つのプロセスと考えている。

4 国境を越えたサービスの提供と税制について

TPP協定第14章電子商取引第3条関税の第1項では、電子的な送信に対して関税を課してはならないと規定している。これはWTOドーハラウンド交渉における「関税のモラトリアム」と同じ趣旨の規定である。そのドーハラウンド交渉自体は昨年12月のケニア・ナイロビ閣僚会議において事実上終焉となったが、同じWTO閣僚会議では「関税のモラトリアム」の次期閣僚会議までの延長

継続や「E-Commerce Work Program」の活動の継続を決定している。これはWTOとして、引き続きインターネットや電子商取引やデジタル経済社会の発展に係る様々な論点に取り組む姿勢を明らかにしたと考える。

TPP協定第14章第3条第2項では、国境を越えたサービスの提供や電子商取引に係る内国税（付加価値税、消費税、売上税など）の扱いについて規定している。この論点は、OECDや各国政府間で既に議論が積み重ねられてきている。例えばEUは、課税徴収の在り方を転換した新しい政策方針、消費者の居住地での課税制度の導入を昨年公表している。日本では、2015年税制改正により昨年10月からクロスボーダー取引に対する課税の新制度を導入して国外の事業者の国内での取引について課税することになっている。TPP協定加盟国域内のクロスボーダー取引が活発になると推察できるので、こうした国境をこえたサービスビジネスに対する課税制度の構築が各国でさらに進むと考える。

IV おわりに

デジタル経済社会においては、例えばグローバルバリューチェーン（GVC）、モノのインターネット（IOT）、フィンテックサービス（FinTech）など新しい革新的なビジネスが次々に登場してどんどん世界的に普及する。そうした中で通商ルールの再構築は、内外におけるビジネス遂行上の法的安定性や予見可能性を確保していく上で急務と考える。国内の法規制の在り方とともに国際的なルール構築の議論に積極的に参画することが必要と考える。そうした中、例えばThe E15 Initiativeでは世界の有識者が集まって新しいグローバルな通商ルール構築に向けた提言を

発表している。こうした各国の様々な政策検討の努力が早期に結実して、しっかりしたビジネス環境の構築に役立つ新しい通商ルールの構築がさらに一層前進することを期待している。TPP協定がその第一歩になってほしい。

最後に、この寄稿文が学会会員の皆様の今後の研究テーマ選定の一助になれば幸いである。